

第5章 乗車券類の様式

第1節 通則

(乗車券類の表示事項)

第113条 乗車券類の表面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 旅客運賃・料金額
- (2) 有効区間（経路の表示を必要とするものは、その経路）
- (3) 有効期間
- (4) 発売日付
- (5) 発売箇所名

2 次の各号に掲げる乗車券類にあつては、前項に規定する表示事項の一部を省略することがある。

- (1) 臨時に発売する乗車券類
- (2) その他特殊の乗車券類

(この章に規定する乗車券類の様式の変更又は補足等)

第114条 この章において規定する乗車券類の様式は、印刷上の形式であつて

それぞれの乗車券類は、相当の事項を印刷するとともに、発売する際に、不足する事項又は印刷する事項を記入式とした事項等については、印章を押し、記入し、切断し、又は入缺する等の方法によって補う。

2 乗車券類の様式は、必要によって、次の各号に定めるところにより変更することがある。

(1) 前条第1項に規定する表示事項

- イ 表示事項の一部の裏面表示
- ロ 表示事項の配列の変更

(2) 前号以外の様式

- イ 乗車券類の寸法の変更
- ロ 表示事項の表示箇所、配列又は表示方法の変更
- ハ 表示事項の一部の省略又は追加

3 乗車券類の様式で、大人・小児等に共用できる様式のものであつても、専用の様式のものを使用することがある。

4 小児用等の乗車券類は、次の各号に規定する記号を関係券片の表面に影文字等をもって印刷する。

(1) 小児用の乗車券類 「小」

(2) 学生用の乗車券 「学」又は「学小」

(字模様の印刷)

第115条 本章に規定する乗車券類には、表面に社の乗車券類であることの証として、次の各号に定める字模様を印刷する。

(1) 一部のエンコード乗車券（3cm×5.75cm）原紙



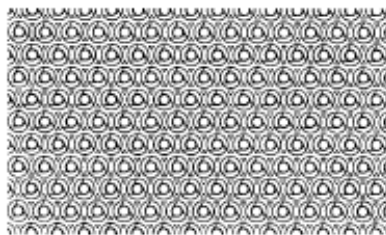
(裏面：黒色または茶色)

(2) 乗車券類印刷発行機用定期乗車券原紙



(裏面：規則第123条のとおり)

(3) 前各号以外の乗車券類原紙



(乗車券類の駅名等の表示方)

第116条 乗車券類の駅名及び旅客運賃・料金の表示方は、次の各号による。

(1) 乗車券類の発駅名・着駅名は、旅客運賃の計算方に従って表示する。

但し、団体乗車券及び貸切乗車券の乗車区間については、乗車する列車等の発着する駅名を表示する。

(2) 車内片道乗車券及び車内補充券等は、記入又は入録することにより表示する。

(旅客運賃・料金の割引等に対する表示)

第117条 旅客運賃・料金の割引等を行なう乗車券類には、その証として、関係券片の表面（第8号に規定する記号については裏面）に、次の各号に定める記号等の表示を行なう。但し、特に設備する乗車券類及び第8号に規定する記号については、これと異なる表示方をし、又はこの表示を省略することがある。

(1) 旅客運賃・料金を割引するもの

イ 第66条の規定による学生割引及び第74条の規定による通学用割引普通回数乗車券

(イ) 学生割引普通乗車券及び通信教育を行なう高等学校（中等教育学校後期課程を含む。）の生徒に発売する通学用割引普通回数乗車券



(ロ) 放送大学の学生に発売する通学用割引普通回数乗車券



ロ 第67条の規定による被救護者割引

(イ) 被救護者用



(ロ) 付添人用



ハ 第69条の規定による臨時特殊割引



(2) 大人用又は大人小児用の乗車券類を小児用とするもの

イ 乗車券類印刷発行機で発行する小児用のもの

(イ) 普通乗車券用



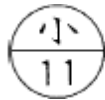
(ロ) 定期乗車券用



(ハ) 特別急行券用



ロ 大人用の乗車券を小児用に代用するもの



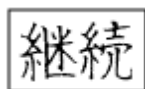
(3) 旅客運賃・料金を後払いとするもの



(4) 再交付するもの



(5) 期間満了前の定期乗車券を回収して、期間の継続する新たな定期乗車券をその有効期間の開始日前から有効とさせるもの

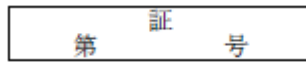


(6) 削除

(7) 第19条第1項第1号の規定により有効期間の開始日を発売日後の日とする普通乗車券に対するもの



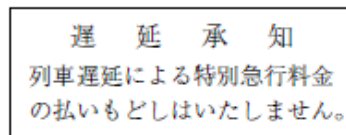
(8) 使用資格者であることの証明書類の携帯を必要とするもの



(9) 乗車券面記入事項の訂正その他の証印とする駅名小印



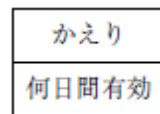
(10) 第52条第6項の規定により発売する特別急行券に対するもの



(11) 第156条の規定により特別急行券変更の取扱いをした乗車券類に対するもの



(12) 片道乗車券2枚を発行し、往復乗車券の復片に代用するもの



(13) 第118条第1号ハ第1種に押印するもの



2 常備式の乗車券に前項第1号に規定する記号を表示して発売する場合は、当該乗車券に表示されている旅客運賃額を訂正しない。